

磐田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

磐田市職員の給与に関する規則（平成１７年磐田市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項第２号中「以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１５０万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の磐田市職員の給与に関する規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。